



してはいけない!

危険な運転行為

～「あおり運転」「ながら運転」～



大きな社会問題となっている「あおり運転」と「ながら運転」。この2つの運転行為による事故や事件の増加を受けて、それぞれ2020年と2019年に道路交通法が改正され、厳罰化されることになってから数年が経ちました。本作品ではまず、ドライバーの皆さんに周知徹底を図るべく、「あおり運転」と「ながら運転」について、道路交通法改正の内容を解説します。そして「あおり運転」をしない、されないためにはどうすればいいのか、「あおり運転」をされたときの対処法、「ながら運転」の危険性と防ぐ手立てを、専門家のインタビューも交えながら伝えていきます。



東映株式会社 教育映像部

〒104-8108 東京都中央区銀座3-2-17
<https://www.toei.co.jp/edu/>

上映時間 約21分 [C#3144]

DVD 70,000円(税込77,000円)

字幕版付き

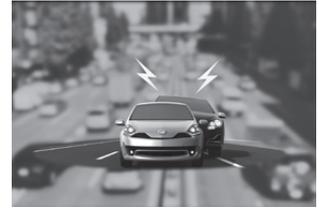
あおり運転

2020年 道路交通法改正

改正によって、「あおり運転」は「妨害運転」として規定され、新たに罰則が設けられました。これにより、他の車両などの通行を妨害する目的で、車間距離を詰めたり、不必要な急ブレーキを掛けたりするなど、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為、つまりあおり運転をした場合、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、違反点数は25点で免許取消しとなり、その後2年間免許を取得することができなくなりました。また、あおり運転行為をして著しい交通の危険を生じさせた場合、さらに厳罰が科されることになりました。

「あおり運転」はどのような場面で起こるのか？

あおり運転をする人の心理、運転の場面で人はなぜ怒りを抑えられないのか？あおり運転をしないための怒りのコントロール術について、交通心理学者の蓮花一己先生に語っていただきます。



「あおり運転」をされないために

あおり運転を招くような不用意な運転をしないことも重要です。適切な車間距離を保ち、進路変更は安全なタイミングで行い、ルーズな合図をしないようにしましょう。それでも万が一あおり運転に遭遇した場合の対処法についても解説します。

ながら運転

自動車に2秒間に進む距離

20km/h	11m
30km/h	16m
40km/h	22m
50km/h	27m
60km/h	33m

※秒速 (m/s) = 時速 (km/h) ÷ 3.6 で算出。小数点以下切り捨て。
【警察庁ホームページ】から

「ながら運転」の危険性

スマホなどを操作しながら運転する「ながら運転」。走行中、2秒間スマホに目を落としたとすると、時速60キロの車では約33m進みます。「少しくらいよ見しても大丈夫」と思っていると、大きな事故につながるおそれがあります。

2019年 道路交通法改正

改正により、ながら運転をした場合の罰則が6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に強化されるとともに、違反に対する反則金や違反点数も大幅に引き上げられました。また、ながら運転をして事故などの交通の危険を生じさせた場合は、さらに厳しい罰則や処分が適用されることとなりました。

「ながら運転」を防ぐ手立て

ながら運転をしないための心がまえや準備などを、具体的に伝えます。

道路は「社会空間」で、ドライバーはお互いに限られた空間を万全に快適に使うという発想が大切だと、蓮花先生は語ります。運転するときは常に思いやりとゆずり合いの心を忘れず、安全で安心な交通社会を目指していきましょう。

プロデューサー 光田雅樹
蒲本佳奈
鈴木浩

演出・脚本 國友勇吾
撮影・制作 市川任男
協力 蓮花一己 (帝塚山大学 学長)
帝塚山大学

制作協力 有限会社暮らしの映像社
企画・製作 東映株式会社 教育映像部

予告編配信中!

<https://www.toei.co.jp/edu/>

教育映像

検索

令和4年(2022年)作品

- 本DVDは、ご購入いただいた官公庁(都道府県市区町村・視聴覚ライブラリー・教育委員会・警察・消防等)や事業所等での貸出し、非営利上映を行うことを前提とした商品です。著作権処理を行うことなく、上映会や研修会等でご使用になれます。
- 本DVDについて次の行為に該当する場合は、使用の可否や別途料金等について、必ず当社までご相談ください。
・テレビでの放映・ビデオオンデマンド等による配信
- 著作権者に無断で、作品の一部または全部を複製・改変・放送・有料上映・配信することは、著作権法違反となり処罰の対象になる場合があります。
- DVDビデオは映像と音声を高密度に記録したディスクです。DVDビデオ対応のプレーヤーで再生してください。パソコンなど一部の機種で再生できない場合があります。

営業推進室 〒104-8108 東京都中央区銀座3-2-17 ☎03-3535-3631

●お買い上げは……